

東日本大震災の被災中小企業者の皆さまへ

東日本大震災復興緊急保証融資 取扱い中

災害復旧に少しでも役立てていただければ幸いです。

ご利用いただける方	下記のいずれかに該当するお客様 ①特定被災区域内（※）で地震・津波等による直接被害 ②原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する ③特定被災区域内に事業所を有し売上高等が著しく減少 ④特定被災区域の事業者との取引関係により、売上高等が著しく減少 ⑤震災に起因して急激な取引の減少(キャンセル等)が発生したこと等により売上等が著しく減少
保証限度額	2億8千万円（うち無担保8千万円）
資金使途	経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含みます)
保証期間	事業資金10年（据置期間24ヶ月以内）
貸付形式	証書貸付
ご返済方法	元金均等分割返済
ご融資利率	当組合所定の利率（変動金利）
担保	千葉県信用保証協会の規定により、不動産担保となる場合があります
連帯保証人	・法人の場合は、代表者 ・個人の場合は、原則1名以上
保証機関	千葉県信用保証協会
保証料	年0.70%
ご用意いただく書類	①罹災証明書 ②被災証明書等 ③～⑤東日本大震災復興緊急保証用の市町村認定書

※「特定被災区域」については、裏面を参照してください。

平成24年4月1日現在

くわしくは、営業担当者または最寄りの店舗窓口までお問い合わせ下さい。

●東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要件

(特定被災区域内の方)

- ①震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少している。
- ②震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる。

(特定被災区域外の方)

- ①申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少している。
- ②申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる。
- ③申込事業者が震災に起因した風評被害による契約の解除等で、震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少している。
- ④申込事業者

●千葉県内の特定被災地域

千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、九十九里町、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、酒々井町、栄町、多古町、東庄町、横芝光町